

## 第1回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和4年1月17日(月)

場 所 市役所4階 401大集会室

### 議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨  
の証明願について (申請件数 2件)

議案第2号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について  
(申請件数 1件)

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について  
(申請件数 3件)

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について  
(申請件数 4件)

### 応召委員(12名)

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	4番	荒幡 善政
5番	比留間 望	6番	奥住 雄一
7番	高橋 文雄	8番	安彦 祥子
10番	宮崎 義憲	11番	峰岸 豊
12番	加園 好久	13番	石川 裕一

職務のため出席 した者(事務局)	事務局 長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時58分開会

議 長  
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第1回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12人であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名で

よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長  
(石川 裕一君)

異議なしと認め、1番波多野雅之委員と7番高橋文雄委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年3月18日に相続し、前回調査は、平成30年11月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年4月15日に相続し、前回調査は、平成30年12月17日になります。

以上でございます。

議長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしくをお願いいたします。

6番  
(奥住 雄一君)

本日午後2時00分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ハク

<p>サイ、ノラボウ、ダイコン等が栽培されておりました。        現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。</p> <p>申請番号2番の農地でございますが、①の農地は苗木、②の農地は植木、③の農地は植木、④の農地も植木が植えておりました。</p> <p>現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。</p> <p>以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。</p>	<p>報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。</p> <p>はい、森谷委員。</p>
<p>議 長        (石川 裕一君)</p>	<p>1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。</p>
<p>2 番        (森谷 常夫君)</p>	<p>はい、高橋委員。</p>
<p>議 長        (石川 裕一君)</p>	<p>2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。</p>
<p>7 番        (高橋 文雄君)</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>議 長        (石川 裕一君)</p>	<p>なし。</p>
<p>委 員</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。</p>
<p>議 長        (石川 裕一君)</p>	<p>異議なし。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>

議 長  
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について、1件申請がございました。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき作成される農用地利用集積計画に基づき、利用権の設定を行うものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりでございます。

利用権設定の期間は令和4年2月1日から令和9年3月31日までの5年2か月間となります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定新規就農者として認定を受ける予定ですが、総会資料の農地利用集積計画書の住所と、議案書の住所が異なっております。これは、利用権設定の申出時は計画書の住所でしたが、本日現在で、市内の住所に移転しておりますことから、議案書の住所を変更させていただいていることを申し添えます。

以上でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告させていただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6 番  
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでし

	た。
	以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいかと思えます。
議 長 (石川 裕一君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。 なお、1番の申請地につきましては、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませので、よろしくお願い致します。 他にございませんか。
委 員	なし。
議 長 (石川 裕一君)	御意見等ないようですので、議案第2号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (石川 裕一君)	ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。 次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。 事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (本木 豊君)	それでは、御説明いたします。 報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、3件ございます。 本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。 申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番が一般住宅、申請番号2番と3番が駐車場でございます。 以上でございます。
議 長 (石川 裕一君)	ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

7 番  
(高橋 文雄君)

はい、高橋委員。

1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。  
特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、比留間委員。

5 番  
(比留間 望君)

2 番の届出地につきまして、現地を確認しております。  
特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、森谷委員。

2 番  
(森谷 常夫君)

3 番の届出地につきまして、現地を確認しております。  
特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、4 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局  
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第 2 号、農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について、4 件ございます。

本件は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございませぬ。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号 1 番が駐車場、申請番号 2 番が資材置場、申請番号 3 番と 4 番が一般住宅でございます。

議 長  
(石川 裕一君)

以上でございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番と2番の届出地について、私の方から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、比留間委員。

5 番  
(比留間 望君)

3番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

はい、峰岸委員。

1 1 番  
(峰岸 豊君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議 長  
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長  
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第1回総会を終了いたします。  
大変お疲れ様でした。

午後4時10分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和4年1月17日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩